

資 料

（納税環境整備（地方税関係））

納税者の信頼確保に向けた主な施策（地方税関係）

	主 な 施 策	備 考
平成元年	・ 軽油引取税の脱税防止対策の強化	・ 脱税に係る罰則の引上げ等
平成11年	・ 軽油引取税の脱税防止対策の強化	・ 輸入等に係る故意不申告罪の創設
平成14年	・ 郵便官署における納税証明書の交付 ・ 自動車税及び自動車取得税に係る申告書様式の統一 ・ 固定資産税路線価等の公開	
平成15年	・ 地方税収納事務の民間委託の開始 ・ 固定資産課税台帳の縦覧制度の拡充 ・ 固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度の創設	・ コンビニエンスストア等への地方税の収納委託
平成16年	・ 軽油引取税の脱税防止対策の強化 ・ 軽自動車税に係る申告書様式の統一	・ 不正軽油等譲受罪の創設等
平成17年	・ 地方税の電子申告の運用開始 ・ 都道府県が特例として行う個人住民税の徴収・滞納処分の要件緩和 ・ 自動車保有関係手続のワンストップサービスの運用開始 ・ 軽油引取税の脱税防止対策の強化	・ 夜間の強制調査に係る規定の整備
平成18年	・ 給与支払報告書の提出範囲の拡大 ・ 県域を越える自動車の転出入に係る自動車税の月割計算の廃止 ・ 軽油引取税の脱税防止対策の強化	・ 供給者罰則の創設

※国税と同様の施策については除いている。

地方税の申告手続等の電子化について

1. 地方税の電子申告の経緯

平成13年1月 「e-Japan戦略」決定

(「電子自治体の推進」の一環として、「地方税の電子申告」を明確化。)

平成14年6月 「e-Japan重点計画2002」決定

(地方税などの取扱件数が多い手続について、標準的な業務手順の提示などを行い、電子化を推進)

平成15年2月 行政手続オンライン化法施行

平成18年1月 「IT新改革戦略」決定

(「2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成」との目標を掲げる)

「電子政府の実現」のための重要な柱の一つとして、「地方税の電子申告」を推進中。

2. 地方税電子化の進捗状況

平成15年8月	地方税電子化協議会設立(平成18年4月に社団法人化)
平成17年1月	6府県稼働(岐阜県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、佐賀県)
平成17年8月～10月	7都県稼働(埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、島根県)
平成18年10月以降	全ての都道府県と政令指定都市(*)で稼働 ※ 静岡市、堺市は平成18年度中に稼働予定。

→ 全国の市区町村へ拡大予定。

電子申告の対象税目(H18年4月現在)

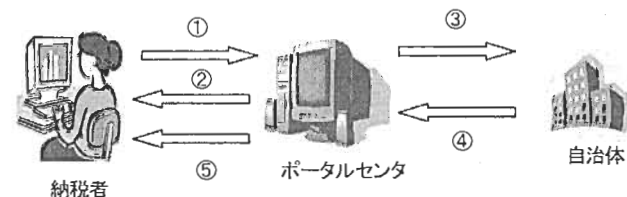
都道府県………法人都道府県民税、法人事業税

政令指定都市…法人市民税、固定資産税(償却資産)

→ H19年度以降対象税目の拡大を検討中

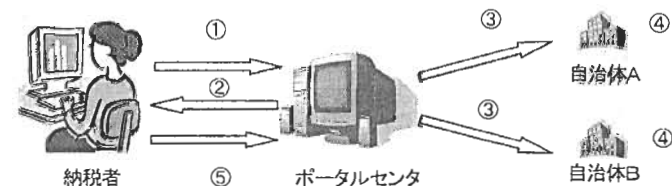
3. 地方税の電子申告の流れ

I. 利用届出



- ① 電子署名を用いて、電子申告システム(eLTAX)の利用届出を送信
- ② 即時通知の送信
- ③ 到達した利用届出データを自治体に送信。
- ④ 本人確認終了を通知。
- ⑤ 利用者ID・パスワードを通知(郵送)

II. 税の申告



- ① 利用者ID及び電子署名を用いて、申告書データを送信
- ② 即時通知の送信
- ③ ポータルセンタにおいて到達した申告データをチェックし、提出先自治体に振り分けて送信。
- ④ 自治体において申告書審査。
- ⑤ ポータルセンタ内のメッセージボックスにアクセスし、審査結果を確認。

地方税における税務執行体制の強化に向けた取組

○ 徴収対策に資する地方税制の見直し

- ・ 給与支払報告書の提出範囲の拡大（個人住民税）
 - ・ 市町村から都道府県への徴収引継の拡大（個人住民税）
 - ・ 県域を越える自動車の転出入に係る月割課税の廃止（自動車税）
 - ・ 脱税防止対策の強化（軽油引取税） など
- 平成17年度税制改正
- 平成16～18年度税制改正

○ 地方団体における徴収体制の強化（例）

- ・ 滞納処分等の共同処理・広域化
- ・ 人員、組織体制の強化
- ・ 滞納処分の強化、インターネット公売の実施
- ・ 市町村に対する都道府県の職員派遣
- ・ 総務省自治大学校等における研修体制強化 など

○ 納税者の利便性向上（例）

- ・ 地方税の電子申告、電子納付
- ・ コンビニエンス・ストアへの地方税の収納委託
- ・ クレジットカードを活用した納付 など